

豊中市放置自転車管理システム再構築業務委託

公募型プロポーザル募集要項

1 本業務の目的

豊中市（以下「本市」という。）では放置自転車管理システムを導入し、自転車等放置禁止区域内及び市内一円市道から撤去した放置自転車及び原動機付自転車（以下「放置自転車等」という。）の撤去・保管・返還・処分の管理業務を行っている。

現システムの更新に伴い、放置自転車管理システムを再構築し、業務の効率化と迅速化を図るものである。

2 提案書を募集する業務概要

(1) 業務名称

豊中市放置自転車管理システム再構築業務委託

(2) 業務内容

別添1「豊中市放置自転車管理システム再構築業務委託 仕様書」による

(3) 履行期間

- ①再構築業務・契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで
- ②システム保守業務・・・令和6年（2024年）4月1日 から 令和11年（2029年）3月31日
- ③サービス利用・・・令和6年（2024年）4月1日 から 令和11年（2029年）3月31日

(4) 提案上限額（金額は消費税及び地方消費税相当額を含む。）

構築経費にかかる提案上限価格及び5年間の保守業務・サービス利用料にかかる提案上限価格は次のとおりとする。

- ① 再構築業務委託料 5,280,000 円（カスタマイズ費用及び研修費用含む）
- ②システム保守業務委託料 1,980,000 円
- ③サービス利用料 5,742,000 円

3 参加資格要件

応募書類の提出日において、下記のすべての要件を満たす者であること。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。
(3)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

(4)	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
(5)	暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
(6)	本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置 （本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと
(7)	労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。 （本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと
(8)	提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
(9)	他の自治体において、放置自転車管理システムの導入実績があり、大阪府警察と防犯登録照会が連携可能なシステムで、所轄警察署との照会及び回答ファイルの送受信が専用線を用いておこなえること。
(10)	仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるもの。

4 日程

項目	日程
1. 募集要項等の公表	令和 5 年（2023 年） 1 1 月 1 日（水） ※市HPに掲載
2. 参加表明書及び質問事項の提出期限	令和 5 年（2023 年） 1 1 月 8 日（水）午後 3 時まで
3. 質問事項への回答	令和 5 年（2023 年） 1 1 月 1 0 日（金）
4. 提出書類の提出期限	令和 5 年（2023 年） 1 1 月 2 2 日（水）午後 3 時まで
5. 参加辞退届	令和 5 年（2023 年） 1 1 月 2 2 日（水）午後 3 時まで
6. 第一次審査	令和 5 年（2023 年） 1 1 月 2 4 日（金）
7. 第一次審査結果通知	令和 5 年（2023 年） 1 1 月 2 7 日（月）
8. 第二次審査 （プレゼンテーション）	令和 5 年（2023 年） 1 2 月 1 日（金） ※当日の時間、場所等は第一次審査の結果通知時に別途通知する。
9. 第二次審査結果通知	令和 5 年（2023 年） 1 2 月 初旬
1 0. 委託契約の締結	令和 5 年（2023 年） 1 2 月 上旬

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対してあらためて通知する。

5 参加表明手続き

	提出書類	留意事項	様式
(1)	参加表明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本 1 部のみ提案書の代表者印を押印すること。 ・ 副本は複写可。 	様式 1
(2)	提案書表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し、押印すること。 ・ 副本は複写可。 	様式 2
(3)	導入実績表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出者が過去に受託した導入実績について記載すること。 	様式 3 又は 任意様式
(4)	業務実施方針等提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムについての、機能、帳票、構成などを記載すること。 ・ 別添「審査基準書」を参考に審査項目ごとに整理し、仕様書の内容を踏まえたものとする。 ・ 任意様式の場合は横も可とする。 	様式 4 又は 任意様式
(5)	処分歴等の確認書 または入札参加停止等状況調書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開開始日から過去 3 年以内の処分歴等について確認すること。 ・ 入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と機関及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。 ・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印すること。 ・ 副本は複写可。 	様式 5
(6)	見積書及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書には必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 ・ 見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「豊中市放置自転車管理システム再構築業務委託」と明記すること。 ・ 見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。なお、本業務においては、消費税率は 10%を見込むこと。 ・ 見積書については、正本 1 部のみ豊中市の契約権限受任者を押印し、残りの副本 6 部は複写可とする。 	任意様式

6 業務実施方針等提案書記載項目

別添1「豊中市放置自転車管理システム再構築業務委託仕様書」に基づき、下記項目の内容について提案書に記載すること。

① システムの内容
・再構築を予定している放置自転車管理システムについて、機能、帳票、構成などを記載すること。
② 導入実績
・「導入実績表（様式3）」又は任意様式による導入実績がわかる書類を提出すること。
③ セキュリティ対策、データセンター要件
・セキュリティ対策について記載すること。 ・クラウド型の場合はデータセンターの体制について記載すること。 ・仕様書に記載のない要件で、提案者において対策を講じていることがあれば記載すること。
④ 操作研修、マニュアル作成
・導入にあたって予定している操作研修、マニュアルの記載事項などについて記載すること。
⑤ システム運営保守、緊急時の対応
・システム保守のサポート窓口の体制、緊急時の対応などについて記載すること。
⑥ コスト
・導入及び運用の費用について記載すること。
⑦ その他の追加提案
・システムを運用するにあたり、独自の提案、将来的な機能拡充及び他システムとの連携など事務処理の改善につながる機能や追加サービスがあれば、提案すること。

7 質問の受付及び回答

質問は「質問書（様式6）」を使用し、提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し事務局宛に電子メールにて提出すること。なお、送信後に電話にて電子メールの受信確認をすること。また、電話等の電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(1) 提出期限：令和5年（2023年）11月8日（水）

(2) 回答方法：提出されたすべての質問及び回答は、令和5年（2023年）11月10日（金）までに本市のホームページに掲示し、個別には回答しない。

8 提出部数

正本1部、副本6部

なお、副本6部については、参加資格者が判明できる記載、表現等（商号、実印等）は黒塗りにする等により審査における匿名性を担保すること。

9 提出期限及び提出方法

参加を希望する事業者は上記「5.参加申請の手続き（1）」で示す「プロポーザル参加表明書（様式1）」を本公募の掲示の日から**令和5年（2023年）11月8日（水）午後3時**

までに、それ以外の提出書類一式を令和5年(2023年)11月22日(水)の午後3時までに豊中市都市基盤部交通政策課に持参(平日の9時から17時15分まで)または郵送により提出すること。なお、持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認すること。

提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。また、参加表明の提出期限までに参加表明者が1者となった場合についても選定手続きは継続する。

1 0 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

1 1 参加資格確認結果の通知

本プロポーザル参加表明者が4者を超える場合にあっては、提出した各種書類に基づき第一次審査を行い、第二次審査参加の可否を決定し、令和5年(2023年)11月27日(月)(発送予定)に電子メールにて結果を通知する。なお、本プロポーザル参加表明者は、提出した各種書類に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じること。

1 2 参加の辞退

参加表明書の提出以降、本プロポーザルの応募を取り下げる場合は「辞退届(様式7)」を提出すること。

1 3 選定方法

(1) 選定方法

本市職員で構成される選定委員会において、第一次審査(書類審査)、第二次審査(プレゼンテーション)を行う。

第一次審査(書類審査)は、参加申込者が4者を超える場合に実施し、各審査員が提出資料の内容を踏まえ、審査基準に従い採点し、合計得点により優秀業者を3者に絞り込む。

第一次審査を通過した提案者に対し、提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)を行い、審査基準に基づく総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とすることもある。

(2) 審査の実施

前号に記載のとおり、選定委員会において審査を行う。第二次審査(プレゼンテーション)は、令和5年(2023年)12月1日(金)午後を予定日とするが詳細は第二次審査参加者に別途通知する。

①提案内容発表(プレゼンテーション)でプロジェクター、スクリーンやパソコン(パワーポイント等)その他の視聴覚機器等を使用する場合に必要な機器はすべて、提案者で用意するものとし、提案書と同一の資料を以て説明すること。なお準備は発表時間内で行うこと。

②発表時間は、40分(プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度)程度とする。

③提案発表内容(プレゼンテーション)は、本業務に携わる担当者(総括責任者を含む)が行うものとし、出席者は担当者を含めて3名以内とする。

なお、出席者は名札等を装着せず匿名性を確保してください。

(3) 審査項目

書類審査及びプレゼンテーションについては、別添「審査基準」の評価項目及び配点により審査します。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和5年(2023年)12月初旬に郵送にて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、ホームページ等により公表する。

1.4 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- ④提案書類において虚偽の記載がある場合
- ⑤提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑥プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑦一団体に複数の提案をしたとき
- ⑧提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑨正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑩法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑪審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑫前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

1.5 契約の締結

- ①第一優先交渉権者の選定後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和5年(2023年)12月上旬～中旬の契約締結を目的に契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、詳細を協議するものとし、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則(昭和46年規則第13号)に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。(受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)

1.6 留意事項

- ①応募者は、本業務の選定結果後に本募集要項および別添1「豊中市放置自転車管理システム再構築業務委託仕様書」の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ②本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とする。
- ③審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ④応募者の申出による提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑤提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ⑥質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けない。
- ⑦提出書類の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。また、提出書類は、豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号)に定めるところにより公開される場合がある。

1.7 応募先、質問先及び問い合わせ先(事務局)

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 (豊中市役所 第二庁舎 4階)

豊中市都市基盤部交通政策課

TEL 06-6858-2882

FAX 06-6854-0492

E-mail koutsuanzen@city.toyonaka.osaka.jp